

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月6日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 44(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光		
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子		
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	伊藤 健二		

4. 欠席委員(3名)

農業委員 10番 清家 儀三郎 20番 山本 一也

最適化推進委員 10番 河野 秀雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

16番 堀田 善春 17番 松浦 良規

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地転用事業計画変更申請書について
(令和7年11月17日～令和7年12月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第4号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長 二宮 貴紀

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員22名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和8年1月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、山本委員、河野秀雄委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に堀田善春委員、松浦良規委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第4号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第4号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は7件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事

務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、109番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて耕作する、という申請です。◇◇◇◇さんをご住職をされておりますが、その傍らで農業にも熱心に取り組んでおられます。所有権移転ということです。何ら問題ありません。

《西村委員》

110番についてご説明いたします。こちらは所有権の移転、ということでございます。◇◇◇◇さんは、県外に住んでおり耕作ができないということで、◇◇◇◇さんに所有権を移転するということになりました。◇◇◇◇君はJAに勤めておりますが、熱心に柑橘を栽培しており、問題はないと思われます。以上です。

《小清水委員》

111番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地、知永とですね、河内に二筆あるわけでございます。この河内の分につきましては、もともと◇◇◇◇があった所で、違法転用となっていた所でございますが、現在は家が、30年の豪雨災害によりましてなくなりまして、畑といいますか、荒地になっておる所でございます。その土地をですね、◇◇◇◇さん、もう、終活の一環として若い者に引き継いでいただいたら、ということでございまして。◇◇◇◇君、現在は工務店をやっておりまして農業をはしてないわけですけども。やる気はあるんかというふうに尋ねましたら歳が歳ですので、もう定年したら私も農業の方をやりたいということで、農業をやる意思があるというを認めましたので、この三筆につきましては、何ら問題ないかと思っております。以上です。

《躰長委員》

112番について説明をいたします。◇◇◇◇さんは転勤のある会社員ということで、耕作ができないということで、ちょうど農地の隣に倉庫がある◇◇◇◇さんとの間で所有権移転で話がまとまっている、というものです。◇◇◇◇さんは自家消費目的の新規の耕作者ですが、倉庫も隣にあり、利便性もよく、問題はないかと思います。以上です。

《上谷委員》

113番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親族で、◇◇◇◇さんの土地、相続されておりましたので、今回きちんと登記をされ、所有権の移

転となりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業されておりますので、問題ありません。

《上甲委員》

114番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、遠隔地にある農地の耕作者を探しておりましたが、◇◇◇◇君が、所有権移転の上耕作することになりました。◇◇◇◇君は新規就農で、経営規模拡大を目指しております、何ら問題はありません。

《山口委員》

はい、それでは115番について説明をします。◇◇◇◇さんは高齢でありまして、隣接農地を所有しております◇◇◇◇さんに貸借をお願いいたしました。◇◇◇◇さんは兼業農家ではありますが、熱心に今、農業にも取り組んでおります。問題はないと思われま。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、自己住宅敷地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。6ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基

準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

5番についてご説明をいたします。申請人の◇◇◇◇さんは神社の宮司をされておるんですが、現在、社務所の一部を住宅として居住をしておりますが、神社の祭事等の際は、こちらの方の社務所も使用しており、神社行事と家族の生活の区別がちょっとできてない、ということで今回の申請に至っております。

こちらの案件につきましては12月25日、会長をはじめ関係者の方々と現地確認を行い、周りの農地に対する影響もないと思われまことから、問題はないと考えております。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われまこと農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、資材置場・駐車場敷地が1件、駐車場敷地が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。8ページに位

置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

21番について説明いたします。この申請地の農地は11月の総会において、農振除外の案件として審議された農地であります。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが譲り受けて、資材置き場、駐車場とするという申請です。

この案件については、12月25日に、会長をはじめ関係者にて現地調査を行っております。既に農地は資材置場になっており、違反転用になっております。始末書も提出されております。近隣の農家には交通の妨げがないように指導しており、問題ないと思います。

《小清水委員》

22番について説明いたします。譲渡人の◇◇◇◇君は、現在、薬剤師をしておりますが農業の方はしておりません。現地、沖村の土地につきましては、◇◇◇◇の上側にある土地でございまして、◇◇◇◇がドッグランに使っていたということでございまして。違反転用になっておりまして、始末書も今回提出しております。

そのような土地でございまして、今回売買の話が進みまして、ちょうどこの土地のですね、50mほど上にある◇◇◇◇、ここが駐車場として使いたい、ということでございまして、話がまとまりまして、今回、所有権の移転に相成ったわけでございまして。

12月の25日に現地調査を行いまして、現地を確認しております。あとの使われ方につきましては、もう駐車場としてすぐ使いたいということでございまして、何ら問題はないかと思っております。以上でございます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われま

農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第4号 贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、説明いたします。

贈与税・相続税の納税猶予については租税特別措置法の規定により3年を経過するとに税務署へ継続届出を提出しなければ、猶予を受ける事が出来ない事になっております。1番、贈与税引き続き農業経営を行っている旨の証明については1名、2番、相続税引き続き農業経営を行っている旨の証明については6名、計7名について、引き続き農業経営を行っている旨の証明をしてよろしいか、付議するものです。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第4号贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1 ページめくっていただきまして 11 ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が 68,185.00㎡、畑が 2,953.00㎡、樹園地が 33,281.88㎡、合計 104,419.88㎡となっております。所有権移転は、樹園地が 14,647.00㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

なお、議案書 20 ページ、番号 12 の所有権を移転する者の住所についてですが、DV 等支援措置の申請がなされているため、住所を非表示とさせていただいております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《宮河委員》

181 番について説明いたします。181 番の利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業で取り組んでいますので、問題ありません。

182 番について説明いたします。182 番の利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

183 番について説明いたします。183 番の利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《船田委員》

184 番について説明します。これも、利用権設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作するということで、まとまりました。◇◇◇◇さんも熱心に農業も取り組んでいるので、問題ありません。

185 番も説明します。これも利用権設定からの継続です。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということです。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《山口委員》

186 番について説明をします。◇◇◇◇さんは和尚さんでありまして、◇◇◇◇

さんに耕作をお願いし◇◇◇◇さんは熱心な稲作農家でありまして、問題はないと思います。

それから、187番、188番、189番なんですが、これは3つとも隣接しております、◇◇◇◇さんが耕作をしようということで、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんとの話がまとまりました。そういうことで、熱心な◇◇◇◇さんは稲作農家でありませぬ。問題はないと思います。

《松本委員》

190番、191番について説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん、191番は◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さん。これは、ちょうど期間が満了しまして、更新の賃貸借でございます。現在地は、◇◇◇◇さんが野菜を栽培されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

《渡邊委員》

192番、193番、194番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの田を、賃貸借権設定一括方式により◇◇◇◇さんが耕作する内容です。設定を受ける◇◇◇◇さんは稲作に意欲的に取り組んでおり、何ら問題ありません。

《氏原委員》

195番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおり、問題はありません。

196番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおりますので、問題はありません。

《井上惣一委員》

197番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの、利用権設定です。◇◇◇◇さんは真面目に農業をやっています。問題ありません。

《小清水委員》

198番から200番について説明をいたします。3件とも基盤法からの更新でございます。まず、198番につきましては、◇◇◇◇さんが生きとるうちはですね、謹三さんが田んぼの方、管理をしていたわけなんですが、ご主人がなくなりまして、奥さんの◇◇◇◇さんではできないということで、◇◇◇◇にずっと委託をしております。

199番につきましては、◇◇◇◇さん、この方も若いうちはやられたんですが高齢となっております、◇◇◇◇に水田の方、委託をしております。

それから、200番につきましては、この土地につきましては、東蓮地ダムの上の土地でございます。◇◇◇◇がですね、南水関係の補助ダムとして東蓮地ダムを、南水が作ったわけですけども。その時に買収した土地が町の方に払い下げになりまして、吉田町の方で管理をしておりましたが、荒らしておくのはもったいないということでですね。◇◇◇◇がですね、観光農園としてこの土地を現在使っております。ブルーベリーとみかんを植えておる土地なんですけど、この土地、◇◇◇◇の当時から貸借が行われておりまして、今回も更新ということで、何ら問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

201番について説明いたします。この案件は、更新です。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされており、何ら問題ありません。

202番について説明いたします。◇◇◇◇さんは高齢であり、また、昨年怪我をされたということで、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農作業されており、何ら問題ありません。

203番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、というものです。◇◇◇◇さんは熱心に作業されており、何ら問題ありません。

《谷本委員》

204番について説明をいたします。話は聞いてないんですけども、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの田んぼを作るみたいです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりまして、何も問題ないと思います。以上です。

《竹葉委員》

205番について説明します。この事案も、基盤法からの更新です。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、知人である◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは長年にわたり真面目に農業に従事されており、問題ありません。以上です。

《兵頭委員》

206番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、松山市に住んでおられまして、ちょっと耕作の方も不便であるということで、同じ土地の集落であります◇◇◇◇さん、高齢にはなられておりますが、元気に農作業頑張っておられる方なので、問題ないと考えております。

《高木委員》

207番から209番について説明いたします。この、上の207番208番は継続でして、◇◇◇◇君も◇◇◇◇君も専業農家をやっております、非常に今、拡大意欲がなくて、真面目にやっておられますので、間違いないと思われま

209番はこれ、歳は近いんですけど親子なんで、ただ、お母さんの方がもうちょっと、腰が痛いなのなのでようやらないということで、もう息子がまとめてやるということで、一応届け出だけしときますということで、問題ないと思われま

《堀田委員》

210番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが引き続き耕作する、という話がまとまりました。◇◇◇◇さんは年齢は76歳ということですが、元気で農業されておりますので、問題はないと思います。

それから、211番の◇◇◇◇さんの土地も◇◇◇◇さんが従来通り耕作をする、というふうな話になっております。◇◇◇◇さんも熱心に農業されておりますので、問題はないかというふうに思っております。

212番、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作ると。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされておりますので問題はないかというふうに思います。以上です。

《上甲委員》

213番、214番について説明いたします。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは高齢のため耕作者を探しておりましたが、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが、元気に米作りに取り組んでおられますので問題ありません。

《加賀山委員》

失礼いたします。11番について説明いたします。◇◇◇◇さん、規模縮小したいということで耕作者を探していましたところ、◇◇◇◇さんが耕作をする、ということになりました。所有権移転です。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題ありません。

《井上和久委員》

はい、失礼いたします。12番についてご説明申し上げます。大変、25ページ目に渡りまして沢山ありますが、所有権移転を中間管理機構通した場合は、表記が二段階になりますので、このようになっております。

この議案につきましては昨年、農地法やったかな、所有権で出ておりました、その引き続きということでございます。この◇◇◇◇さんが持った土地を、◇◇◇◇さんが一括して引き受けるということで、先月かな、ちょっと色々、不協和音もありまして、単価が安いとか色々な話がありまして、ご本人と直接お話をさせていただきました。

◇◇◇◇さん元々は吉田町の人ですが、水害で奥さんの実家の宇和津町に引っ越して来られております。またうちの地区で来ております。熱心にされとる方でございます。お若いし。亡くなった方ですね、遺言的に、もう頼むぞと言われとって引き受けた、と。そして、この奥さんが体が弱い。そしてお孫さんがもう農業もせんので、売ってしまいたいということで、このような、案件となっております。耕作能力については、◇◇◇◇さんお若いですし、熱心にやられとりますんで、問題はないかと思

います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、山口一光委員、森崎正委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第5号は原案の通り承認することと決定いたします。山口委員、森崎委員の入室を認めます。

以上で令和8年1月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
